

○あさぎり町子ども育成奨励支援金交付要綱

平成 26 年 5 月 29 日

教委告示第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本町の子どもの育成を図るため、各種目で全国大会等に出場する個人及び団体に対して、寄付者の目的に沿ったふるさと寄付金を活用し、支援金を交付することに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「子ども」とは、原則として、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの者とする。

(交付対象範囲)

第 3 条 町長は、町内に住所を有する子どもが、次に定める九州大会以上の大会(以下「大会等」という。)に県地区予選大会の結果又は各種目の推薦等に基づき選手として出場した場合に限り、予算の範囲内で支援金を交付することができる。

- (1) 国際大会(ジュニア大会を含む)
- (2) 全国大会(県予選会、選考会などの選抜手続を経る全国規模のもの)
- (3) 九州大会(県予選会、選考会などの選抜手続を経る九州規模のもの)
- (4) その他、特に町長が必要と認めたもの

2 子どもの保護者が本町に住所を有している場合については、当該子どもが町内に住所を有しているものとみなして、前項の規定を適用する。

(支援金額)

第 4 条 この要綱により交付できる支援金の額は、大会等(県内で開催される場合も含む。)への参加料の全額及び出場するために必要な旅行に係る経費に、3 分の 2 を乗じて得た額(その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、他からの金銭の給付を受ける場合は、その額を除いた額に 3 分の 2 を乗じて得た額とする。

2 前条第 1 項第 1 号の国際大会が、国外で開催される場合は、前項中「3 分の 2」とあるのは「4 分の 3」と読み替えるものとする。

(交付申請)

第 5 条 支援金の交付を受けようとする者は、大会実施後に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 子ども育成奨励支援金交付申請書(様式第 1 号)
- (2) 子ども育成奨励支援金に係る実績報告書(様式第 2 号)
- (3) 大会開催要項等
- (4) 出場者名簿
- (5) その他、町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、同一の出場区分において、同一の団体に属する子どもが複数名支援金の支給対象となる場合で、町長が特に必要と認めるときは、当該団体で取りまとめのうえ申請を行うものとする。

3 支援金の申請は、大会等が開催された日の属する翌月から起算して1年を経過した日以後においてはすることができない。ただし、町長が特に認めた場合については、この限りでない。

(交付の決定及び通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請があった場合、その内容等を審査し、適当と認められるものについて、子ども育成奨励支援金交付決定通知書(様式第3号の1)により交付の決定をし、申請者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第7条 支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、支援金の返還を命ずることができる。

- (1) 不正な方法により支援金の交付を受けたとき
- (2) その他、特に町長が必要と認めたとき

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月29日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成28年6月23日教委告示第8号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成29年10月25日教委告示第15号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。